

3 法令違反等の内容別内訳一覧表

(単位：社、人)

法令違反等の内容	平成 4年7月～ 5年6月		平成 5年7月～ 6年6月		平成 6年7月～ 7年6月		平成 7年7月～ 8年6月		計	
	会社	個人	会社	個人	会社	個人	会社	個人	会社	個人
向い呑み及び呑行為 〔証取法第47条及び証取法第 129条第1項〕							1		1	
断定的判断を提供して勧誘する行 為 〔証取法第50条第1項第1号〕							1		1	
取引一任勘定取引の契約を締結す る行為 〔証取法第50条第1項第3号〕		1		7		3		6		17
有価証券の売買に関し虚偽の表示 をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号 に基づく旧健全性省令第1条 第1号及び証取法第50条第1 項第6号に基づく健全性省令 第2条第1号〕				1						1
特別の利益を提供することを約し て勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号 に基づく旧健全性省令第1条 第2号及び証取法第50条第1 項第6号に基づく健全性省令 第2条第2号〕	1	1	2	13					3	14
作為的相場を形成させるべき一連 の有価証券の売買等をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号 に基づく旧健全性省令第1条 第3号〕			1						1	
作為的相場が形成されることとな ることを知りながら一連の有価証 券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号 に基づく旧健全性省令第1条 第3号及び証取法第50条第1 項第6号に基づく健全性省令 第2条第3号〕	1	2	3	13				1	4	16

投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 (旧証券法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証券法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号)				5	3	2	10			
安定操作期間内の自己の計算による買付け (外証券法第21条第4項で準用する証券法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第6号イ)						1	1			
損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 (証券法第50条の3第1項第3号(平成4年法律第87号が5年4月1日から施行されるまでは第50条の2第1項第3号))						1	14			
外務員の職務に関する著しく不適当な行為 (外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証券法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当。)			1				1			
有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 (旧証券法第50条第1項第3号)			1	15			1			
計	2(1)	4(4)	7(6)	55(49)	0(0)	6(6)	3(3)	24(23)	12(10)	89(78)

- (注) 1. 会社とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、行政処分に相当すると認められ、会社の行為として処分された証券会社をいう。
2. 個人とは、勧告の対象となった法令違反等の行為が、行政処分に相当すると認められ、個人の行為として処分された役職員をいう。
3. 会社または個人において、複数の法令違反等が認められた場合は、それぞれ計上している。
 なお、括弧書きは、重複を除いた実数である。

2-3 建議実施状況一覧表

1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
検査結果に基づく建議	—	—	—	—
犯則事件調査の結果に 基づく建議	—	1	—	—

2 建議事案の概要一覧表

建 議 年 月 日	建 議 の 内 容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期す観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。

2-4 検査実施状況一覧表

1 検査実施状況

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
証券会社検査	84社	87社	85社	86社
国内証券会社 (委員会) (財務局等)	78社 (9社) (69社)	79社 (9社) (70社)	79社 (10社) (69社)	84社 (9社) (75社)
外国証券会社 (委員会) (財務局等)	6社 (6社) (—)	8社 (8社) (—)	6社 (6社) (—)	2社 (2社) (—)
支店単独検査	17支店	17支店	22支店	15支店
証券業務の認可を受け た金融機関検査 (委員会) (財務局等)	11機関 (3機関) (8機関)	13機関 (3機関) (10機関)	11機関 (1機関) (10機関)	10機関 (—) (10機関)

(注) 1 上記の計数は、着手件数である。

2 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
国内証券会社	103	111	108	107
外国証券会社	60	43	47	105
証券業務の認可を受け た金融機関	16	20	15	14

(注) 臨店期間分について算出したものである。

3 検査結果の状況

(単位：社，機関)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
検査終了会社及び機関数	56	117	78	109
証券会社	49	104	64	99
証券業務の認可を受けた金融機関	7	13	14	10
問題点が認められた会社 及び機関数	45	90	35	57
取引ルール関係	25	60	29	42
営業姿勢関係	30	59	17	17
内部管理体制関係	34	63	12	19

- (注) 1. 「検査終了会社及び機関数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう（前検査事務年度着手分を含む）。
2. 「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。
3. 「取引ルール関係」、「営業姿勢関係」及び「内部管理体制関係」は、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

2 - 5 取引審査実施状況一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
価格形成に関するもの	154	162	111	158
内部者取引に関するもの	12	50	62	54
そ の 他	4	5	22	3
合 計	170	217	195	215
委 員 会	75	102	107	132
財 務 局 等	95	115	88	83

2-6 大蔵大臣の行う金融機関等の検査実施状況一覧表

1 金融機関等の検査実施状況

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
金融機関等検査	249機関	282機関	285機関	285機関
銀行	52行	63行	61行	83行
信用金庫	188金庫	211金庫	215金庫	194金庫
保険会社	9社	8社	9社	8社
外国為替検査	54機関	65機関	71機関	78機関
外国為替公認銀行	47行	58行	65行	75行
商社等	7社	7社	6社	3社
証券会社等検査	191社	164社	176社	182社
証券会社	100社	90社	102社	102社
証券投資信託委託会社	4社	4社	4社	7社
投資顧問業者	87社	70社	70社	73社

(注) 上記の計数は、着手件数である。

2 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
〔金融機関等検査〕				
銀 行	133	115	124	138
信 用 金 庫	59	58	59	64
保 険 会 社	88	84	107	83
(平 均)	(77)	(70)	(72)	(83)
〔外国為替検査〕				
外 国 為 替 公 認 銀 行	54	39	39	45
商 社 等	13	13	23	13
(平 均)	(48)	(36)	(37)	(44)
〔証券会社等検査〕				
証 券 会 社	37	48	39	40
証 券 投 資 信 託 委 託 会 社	46	67	75	34
投 資 顧 問 業 者	8	9	10	9
(平 均)	(21)	(29)	(24)	(28)

(注) 臨店期間分について算出したものである。

2-7 一般からの情報の受付状況一覧表

(単位：件)

区 分		4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月
情報 の 受付 形態	電 話	317	234	175	202
	文 書	148	123	122	134
	来 訪	32	46	40	32
	合 計	497	403	337	368
情 報 の 内 容	個別銘柄に関するもの	149	134	128	176
	証券会社の営業姿勢等 に関するもの	190	183	132	122
	委員会や行政に対する 意見，問い合わせ等	158	86	77	70
	合 計	497	403	337	368